

## 千葉県庁舎エレベーター広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、千葉県庁舎エレベーター広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎エレベーター 千葉中央コミュニティセンターに設置されているエレベーター1号機から4号機までの4基をいう。
- (2) 広告 庁舎エレベーターの内部壁面に掲載するポスター広告をいう。
- (3) 広告掲載者 広告の募集、制作及び掲載を行う者をいう。
- (4) 使用料 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて行う庁舎エレベーターの内部壁面の使用にあたり支払う使用料をいう。
- (5) 広告料 広告の掲載にあたり支払う広告料（次条第4項を除き、消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- (6) 広告掲載料 使用料及び広告料をいう。

### (広告掲載者の決定)

第3条 広告掲載者は、千葉県入札参加資格者名簿に登録している広告代理店の中から募集する。

- 2 広告掲載者の募集は、原則として千葉県財政局資産経営部新庁舎整備課ホームページにより行うものとする。
- 3 広告の掲載を希望する広告代理店は、庁舎エレベーター広告希望申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により提出された、庁舎エレベーター広告希望申込書に記載された広告料（消費税及び地方消費税を含まない。）が最も高額である者を、広告掲載者として決定するものとする。この場合において、最も高額である者が2以上ある場合は、くじによりこれを決定するものとする。

### (行政財産の使用許可)

第4条 前条第4項の決定があったときは、広告掲載者は、速やかに使用許可を受けなければならないものとする。

### (契約の締結)

第5条 市長は、前条の規定により使用許可したときは、速やかに契約書を作成し、広告掲載者と取り交わすものとする。

### (掲載場所の用途)

第6条 広告掲載者は、第9条に規定する広告枠を広告掲載のみに利用し、その他の用途に使用してはならないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 広告掲載者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保の目的に供してはならないものとする。

(秘密の保持)

第8条 広告掲載者は、業務を行ううえで知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとする。契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(広告の規格及び掲載位置)

第9条 広告掲載者は、庁舎エレベーターの内部壁面のうち、市長が別に定める範囲を広告枠として使用できるものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告枠を使用できる期間は、第4条の使用許可の期間と同様とする。

(広告内容についての責任)

第11条 広告掲載者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと。
- (3) 広告の内容に係る財産権の全てについて権利処理が完了していること。
- (4) 第三者が市長に対して、広告活動に関連して被った損害の賠償を請求したときは、広告掲載者の責任及び負担において解決すること。
- (5) 広告内容に対する苦情については、広告掲載者が誠意をもって対応すること。

(広告掲載料の支払い)

第12条 広告掲載者は、使用料を市長が指定する日までに納入するものとする。

2 広告掲載者は、広告料を年2回に分けて市長が指定する日までに納入するものとする。

3 第1項の指定する日までに使用料の納入がないときは、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第34号）第2条の規定により、市長は延滞金を徴収することができる。

4 第2項の指定する日までに広告料の納入がないときは、市長は遅延損害金を請求することができる。

(広告の募集方法)

第13条 広告の募集は、広告掲載者が行うものとする。

(広告の制作等)

第14条 広告は、広告掲載者の責任及び負担において制作するものとする。第16条の規定により広告の内容を修正又は削除するときも、同様とする。

2 広告の内容は、要綱、千葉市広告掲載基準及びその他法令（以下「要綱等」という。）に基づくものでなければならないものとする。

(広告の選定方法)

第15条 広告掲載者は、広告を制作したときは、掲載しようとする日から起算して、原則とし

て30日前までに市長の承認を受けるものとする。

- 2 広告掲載者は、前項の承認を受けようとするときは、庁舎エレベーター広告掲載申込書（様式第2号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。承認を得た広告の内容の一部を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、要綱等に基づいて掲載の可否を判断し、その結果並びに掲載内容及び条件について、庁舎エレベーター広告掲載決定通知書（様式第3号）又は庁舎エレベーター広告不掲載決定通知書（様式第4号）により広告掲載者に通知するものとする。

（広告内容の修正又は削除）

第16条 市長は、掲載期間中の広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載者に対して広告内容の修正又は削除を求めることができるものとする。この場合において、広告掲載者はこの求めに従うものとする。

- (1) 広告主又は広告内容が要綱及び千葉市広告掲載基準に違反したとき。
- (2) 広告内容が法令に抵触する恐れがあるとき。
- (3) その他市長が掲載するものとしてふさわしくないと判断したとき。

（広告の一時撤去）

第17条 市長は、天災その他やむを得ない事情により庁舎エレベーターの利用が困難な状況になったときは、広告掲載者に対して広告の一時撤去を求めることができるものとする。この場合において、広告掲載者はこの求めに従うものとする。

（危険負担）

第18条 広告掲載者は、市長が庁舎エレベーターを善良な管理者の注意をもって管理したにもかかわらず、掲載した広告に対する汚損、破損又は盗難等による被害が発生したときは、自己の責任において速やかに補修するものとする。

（市長の解除権）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 使用許可を得られないとき。
  - (2) 広告掲載者の責に帰す事由で使用許可を取り消されたとき。
  - (3) 広告掲載者が要綱等に違反し、又は契約を履行しない場合において、市長が書面により相当の期間を定めてその是正を催告してもその期間内に是正がないとき。
  - (4) 契約の履行に関し、広告掲載者に著しく不正な行為があったとき。
  - (5) 広告掲載者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (6) 広告掲載者が破産手続きの申立て、更生手続き開始の申立てなど、その経営状況が著しく不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当な理由があったとき。
  - (7) 広告掲載者が契約の解除を申し出たときで、市長が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、納付済みの広告料があったときは、当該広告料を違約金と見なし、広告掲載者に還付しないものとする。
  - 3 第1項の規定により契約を解除する場合において、未払いの広告料があったときは、広告の

掲載月数及び日数に応じて、広告掲載者に請求することができるものとする。

- 4 市長は、公用又は公共用に供するために使用許可の全部又は一部を取り消すときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 5 前項の規定により使用許可の全部又は一部を取り消すときは、千葉市行政財産使用料条例(昭和39年4月1日条例第33号)第5条ただし書きの規定により、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第4項の規定により契約の全部又は一部を解除するときは、広告料の全部又は一部を還付することができる。
- 7 第2項の違約金は、損害賠償の予定又は一部としない。
- 8 還付する広告掲載料には、利息を付さないものとする。

(広告掲載者の解除権)

第20条 広告掲載者は、市長が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、契約を解除できるものとする。

- (1) 市長が契約に違反した場合において、広告掲載者が書面により相当の期間を定めてその是正を催告してもその期間内に是正がないとき。
  - (2) 契約の履行に関し、市長に著しく不正な行為があったとき。
- 2 広告掲載者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第21条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者は書面により市長に申し出なければならない。

(契約の解除に伴う広告主への補償等)

第22条 広告掲載者は、第19条第1項又は第4項の規定に基づいて契約が解除された場合において、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第23条 市長及び広告掲載者は、契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、広告掲載者は、次の各号に該当するときは、市長に対し損害の賠償を請求することができないものとする。
  - (1) 第15条第3項の規定により、広告の掲載が不決定となったとき。
  - (2) 第16条の規定により、修正又は削除を行ったとき。
  - (3) 第17条の規定により、広告の一時撤去がなされたとき。
  - (4) 第19条第1項又は第4項の規定により、契約の解除がなされたとき。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、市長及び広告掲載者が協議して定めるものとする。

(原状回復等)

第24条 広告掲載者は、契約期間が満了したとき、又は契約を解除したときは、市長の指示に従い、自己の費用をもって広告を撤去し、掲載場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の場合において、広告掲載者が広告を撤去しないとき又は掲載場所を原状回復しないときは、市長はこれを撤去し又は原状回復することができるものとする。この場合において、市長は、撤去又は原状回復に係る費用を広告掲載者に請求できるものとする。

(争訟の提起)

第25条 この契約に関する争訟の提起申立て等は、専属管轄を除くほか、千葉市を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議)

第26条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告掲載者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第27条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 庁舎エレベーター広告希望申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地又は住所  
(広告代理店) 商号又は名称  
代表者職氏名



千葉市役所庁舎エレベーターに広告を掲載する広告代理店として、下記のとおり申し込みます。  
申込みにあたっては、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」及び「千葉市庁舎エレベーター広告掲載取扱要領」の内容を承諾します。

### 記

#### 1 媒体名

媒体名	
-----	--

※HPの掲載内容から媒体名を確認し、記載してください。

#### 2 申し込み額

申し込み額 (消費税及び地方消費税の額を含まず)	百万			千			円
内 訳	月額 _____ 円 × _____ か月分						

※金額は一桁ずつ算用数字で記入し、金額の前の枠に¥をつけてください。

※申し込み額は、広告料のみの金額で、最低募集価格以上の額を記載してください。

#### 3 連絡先

当課から連絡するための部署名等を記載してください。

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

## 庁舎エレベーター広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

広告代理店 (広告掲載者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(連絡先 担当者名

TEL

)

千葉市庁舎エレベーター広告掲載取扱要領第15条第2項の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申し込みにあたっては、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」及び「千葉市庁舎エレベーター広告掲載取扱要領」の内容を遵守します。

### 記

#### 1 広告主について

所在地 又は住所	
商号、名称 又は氏名	
業 種	

#### 2 広告について

掲載期間	年 月 日 から 年 月 日まで
掲載場所	
大 き さ	
内 容	

④内容欄は、広告についての概要(例 キャンペーン紹介等)を簡潔にご記入のうえ、デザインなど(予定で可)が確認できるものを添付してください。

#### 3 その他

- (1) 掲載数が多い場合は、一覧表等を別途作成(書式は任意)いただき、添付してください。
- (2) 広告内容の確認が必要なため、当書類は、広告掲載予定の30日前を目途にご提出をお願いします。  
(郵送可)

## 庁舎エレベーター広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

(広告掲載者)

様

千葉市長

年 月 日付けで提出のありました庁舎エレベーター広告掲載申込につきまして、下記のとおり掲載することと決定いたしましたので通知いたします。

### 記

#### 1 広告主

商号、名称 又は氏名		業 種	
---------------	--	-----	--

#### 2 掲載場所等

掲載場所	
掲載期間	

#### 3 広告内容

#### 4 その他



## 庁舎エレベーター広告不掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

(広告掲載者)

様

千葉市長

年 月 日付けで提出のありました庁舎エレベーター広告掲載申込につきまして、下記のとおり不掲載となりましたので、通知いたします。

### 記

#### 1 広告主

商号、名称 又は氏名		業 種	
---------------	--	-----	--

#### 2 広告内容

#### 3 掲載できない理由その他